

平成21年4月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第48号 公務外認定処分取消請求事件

口頭弁論終結日 平成21年2月3日

判

決

原告

訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

被告

代表者理事長

処分をした行政庁

訴訟代理人弁護士

同

主

前川雄司

坂勇一郎

地方公務員災害補償基金

成瀬宣孝

地方公務員災害補償基金神奈川県支部長

松沢成文

橋本勇

羽根一成

文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 請求

地方公務員災害補償基金神奈川県支部長が平成17年3月17日付でした地方公務員災害補償法に基づく公務外認定処分を取り消す。

#### 第2 事案の概要

本件は、小学校教諭であった[REDACTED]（以下「被災職員」という。）が勤務する小学校内において倒れ脳出血で死亡したのは、公務上の災害に該当するとして、同教諭の父である原告が、地方公務員災害補償基金神奈川県支部長（以

下「処分庁」という。)に対し、地方公務員災害補償法に基づき公務災害認定請求をしたが、平成17年3月17日付けで公務外認定処分(以下「本件処分」という。)を受けたことから、本件処分の取消しを求めた事案である。

1 前提事実(争いがないか後掲証拠又は弁論の全趣旨により認められる事実)

(1) 原告の長女である■■■■(昭和27年9月29日生。被災職員)は、昭和48年3月に幼稚園二級普通・小学校二級普通免許を取得し、同年5月以降横浜市立小学校の教諭として勤務していた。

被災職員は、平成8年4月から横浜市立新羽小学校(以下「本件学校」という。)に勤務し、平成9年12月には小学校一級普通免許を取得し、平成10年4月からは4年生の学年担任であった。

(2) 被災職員は、平成10年10月26日、本件学校において倒れ、同日午後10時49分、救急車で労働福祉事業団横浜労災病院に搬送されたが、同日午後11時31分、同病院において脳出血(以下「本件疾病」という。)を原因とする死亡が確認された(以下「本件災害」という。)

(3) 原告は、本件災害が公務上の災害に当たるとして、公務災害認定を請求したところ、処分庁は平成17年3月17日付けで公務外認定処分(本件処分)をし、同日原告に通知した。

(4) 原告は、本件処分を不服として、平成17年5月18日付けで地方公務員災害補償基金神奈川県支部審査会に対し審査請求をしたが、同審査会は、平成18年2月15日付けで原告の審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(5) 原告は、平成18年3月17日付けで地方公務員災害補償基金審査会に対し、再審査請求をしたが、同審査会は、同年12月11日付で原告の再審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、同月27日同裁決書を受領した(甲1, 2)。

2 原告の主張

(1) 発症前の公務の過重性

本件学校は、職員数約20名の小規模校で教諭の負担が中・大規模校と比べて著しく重く、日常業務も過重であった。被災職員は、発症前に身体的、精神的負担の重い仕事や問題が集中したため、身体的、精神的ストレスが蓄積し、疲労の結果血圧が上昇し、自然的経過を超えて増悪して脳出血を発症したもので、本件災害は公務に起因するといふべきである。

#### ア 夏休み前の状況

宿泊体験学習が平成10年7月16、17日に行われ、同月18日の終業式の直前で、宿泊体験学習の準備と1学期の成績表（あゆみ）の作成など学期末の忙しい時期が全く重なっており、被災職員は著しい過重労働をせざるを得ず、極度の肉体的・精神的疲労状態を余儀なくされた。

さらに、同月から既に運動会の準備に入り、被災職員は運動会の応援団のチーフを務めることとなり、その準備も始めなければならなかった。

#### イ 夏休みの状況

被災職員は、夏休み期間中もプール指導、運動会用の鉢巻とたすき作りのため、夏休み後半は毎日のように出勤し、1学期末に極限に達していた疲労を解消できないままであった。

また、被災職員は平成10年10月2日に行われたみなとみらい21への社会科見学の準備をほぼ一人で行う一方、同年8月からは毎日のように自宅で2学期に備え教材の準備を行っていた。

#### ウ 2学期開始以降発症1か月前まで

運動会の応援団のチーフであった被災職員は、平成10年9月3日からは午前7時50分に応援団の練習に来る児童を迎えるため、毎日午前6時半ころには自宅を出て、午前7時半過ぎに学校に到着していた。

応援団の練習は午前7時50分から午前8時25分まで行われ、必要に応じて昼休みや放課後も練習が行われていた。

被災職員は、運動会の準備、宿泊体験学習の写真の整理、遠足の準備等

で帰宅時間が毎晩遅くなり、食生活も不規則となり、帰宅後も宿泊体験学習の写真の整理、文集作りに追われていた。このころの被災職員の平均睡眠時間は4時間であった。

同月20日の運動会では児童の騎馬戦の馬役になるなど、被災職員は完全に疲れ切った状態となった。

#### エ 発症前1か月

平成10年9月22日から同年10月26日まで、ほぼ連日何らかの行事や会議があり、被災職員は日々のクラスでの活動及び準備に加えて、こうした行事や会議の参加や準備も行わなくてはならず、これらを丁寧にこなしていくことは精神的・身体的に負担となった。また、同月入院し検査を受けていた児童が筋ジストロフィーであることが判明し、被災職員は、同児童の母親から学校との対応や今後の学校生活の送り方等について相談を受けていた。

また、被災職員は、日々の学校での活動のための準備や諸活動のため、父兄への連絡相談や自宅のパソコンを活用する等しながら、自宅においても相当な時間を仕事に充てていた。

#### オ 発症前1週間

運動会までの疲労の蓄積の後、日常的な学習指導や諸行事をこなしつつ、自宅では宿泊体験学習の文集の添削やパソコン作業等を毎日こつこつ重ねる中、児童やその家庭への教育的配慮等に努め、宿泊体験学習の抜本的改善等に頭を悩ませ、平成10年10月23日には、児童の一人がクラスで「飛び降りて死んでやる。」と発言したことを受けて、被災職員の肉体的精神的疲労は極限まで達していた。

#### (2) 治療機会の喪失

被災職員は、学年研究会という公務の最中に使用者の支配管理下である本件学校内で発症したものであり、発症して被災職員に異常が生じたにもかかわらず

わらず3時間近くも同僚教諭が救急車を要請せず、迅速かつ適切な治療を全く受けさせなかったものであって、発症後に適切な処置がされなかった（治療機会の喪失）という公務に内在する危険が現実化したことにより死亡したのであるから、本件災害は公務上の災害に該当する。

- (3) よって、本件災害が公務上の災害であることを否定した本件処分は違法であるから、取り消されるべきである。

### 3. 被告の主張

#### (1) 公務上の災害の判断方法

公務上の災害と認められるためには、本件災害と公務との間に、条件関係のみならず、相当因果関係が肯定されることが必要である。

そして、脳・心臓疾患と公務との間の相当因果関係が認められるためには、当該脳・心臓疾患が公務に内在する危険の現実化といえなければならず、当該疾病の発症に影響があると認められる時間的経過の内に、当該公務により通常的生活（通常の公務自体を含む。）によるものを上回る負荷や刺激が生じていた場合（公務過重性が認められる場合）に、その公務過重性が公務に内在する危険に該当し、当該公務により当該疾病が発症したとされる。

脳血管疾患等については、最新の医学的知見に基づいて、「発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」又は「発症前に、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」に該当したことによって、当該脳疾患の発症の基礎となる高血圧症や血管病変等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾病の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）を受けていたことが明らかに認められ、かつ、その過重負荷を受けてから、当該疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上相当と認められることが必要である。

#### (2) 公務の過重性

発症直前の被災職員の勤務状況は、別紙1ないし4のとおりである。

#### ア 発症当日

被災職員は、発症当日（平成10年10月26日）、授業、給食、清掃、宿泊体験学習の日程についての話し合い、及び学年ブロック研究会（同僚教諭と2人でする打合せ）に従事していたにすぎず、これらは普通の教員の通常の職務の範囲内のものであるから、公務の過重性は認められない。

#### イ 発症前1週間の勤務状況

被災職員は、発症前1週間（平成10年10月19日から同月25日まで）において、授業、学年ブロック研究会、並びにクラブ活動及び宿泊体験学習についての話し合いに従事していたにすぎず、これらは普通の教員の通常の職務の範囲内のものである。また、この間の時間外勤務は最大限みても3時間40分程度であり、同月20日（火）は職務専念義務を免除されていたので、同月24日（土）、及び25日（日）の週休日を併せると、発症前1週間（7日間）のうち3日間は勤務せず、出勤したのは4日だけであるから、到底公務の過重性は認められない。

#### ウ 発症前1か月間の勤務状況

被災職員は、発症前1か月（平成10年9月25日から同年10月25日まで）において、授業、重点研究事業及びその研究会、学年ブロック研究会、社会科見学（みなとみらい21）及び反省会、校内音楽鑑賞会、重点研究（指導案検討）及び指導主事計画訪問のための準備、指導主事計画訪問（授業巡視）及び港北区小学校一斉授業研究会の資料作成、代表委員会、クラブ活動、学校法人平等学園新羽幼稚園運動会の前日準備及び学年文集の印刷、校内作品展準備委員会、港北区小学校一斉授業研究会（港北区小中養護研究部会）並びに生徒指導研修会（新羽中学校）に従事していたのであるが、これらは普通の教員の通常の職務の範囲内のものである。また、この間の時間外勤務は最大限みても40時間（1週間あたり10時

間)程度であり、全く勤務していない日も30日間のうち9日間あるのであるから、公務の過重性は認められない。

エ 発症前1か月を超える期間(平成10年9月1日以降)の勤務状況

被災職員は、発症前1か月を超える期間のうち、平成10年9月1日から同月24日まで、授業のほか、学年ブロック研究会や運動会全体練習等の行事が計画され、応援団練習が予定されているが、現実に被災職員が参加していたかどうか不明であり、これらが特段の困難を伴い過重な職務であることはあり得ないから、この期間について公務の過重性を認めることはできない。

オ 発症前1か月を超える期間(平成10年9月1日前)の勤務状況

被災職員は、発症前1か月を超える期間のうち、平成10年8月には9日間の指定休日、7日間の職務専念義務の免除、7日間の週休日の合計23日の休みがあり、出勤したのは8日だけであり、この期間について公務の過重性を認める余地はないし、たとえ同年7月末までに多少の疲労の蓄積があったとしても同年8月の休みによって充分回復しているはずである。

カ したがって、被災職員が発症前に従事していた職務内容は、教員という職に割り当てられた通常の職務の範囲内であり、過重負荷は認められないのであるから、同人の被災と公務との間に相当因果関係を認める余地はない。

(3) 治療機会の喪失について

治療機会の喪失が公務に内在する危険の現実化に当たるとした判例(最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決・集民178号83頁、最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決・集民178号621頁)は、通常の生活においては、労作型の不安定狭心症の発作を起こした場合には直ちに安静を保つことが必要であるにもかかわらず、公務のために安静を保つことが困難であっ

たこと、すなわち、公務により治療（療養）の機会を奪われたことを指摘し、それが公務に内在する危険であると指摘するものであり、当該公務の客観的な状況が必要な安静を許容するものであれば、そこには公務に内在する危険は存在せず、そのような公務によって疾病が発症したとしても、それは公務上のものとは認められないことを意味するものである。

本件では、被災職員が発症前に行っていた学年ブロック研究会が公務に該当するか否かは疑問の余地があり、本件では引き続いて従事する公務が存在しないことは明らかであるから、治療機会の喪失を理由として本件災害を公務上の災害とすることはできない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 事実経過

前提事実、証拠（甲1ないし54、乙1ないし4（枝番号のあるものは枝番号を含む。）、証人■■■■■ 証人■■■■■ 証人■■■■■）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

#### (1) 被災職員の勤務状況（甲8、13、39、乙3、証人■■■■■）

##### ア 被災職員の勤務時間等

被災職員の勤務時間は、月曜日から金曜日まで午前8時15分から午後5時まで（休憩時間午後3時45分から午後4時30分）、土曜日午前8時15分から午後0時15分までで、週所定勤務時間数は40時間である。

被災職員の自宅から本件学校までの通勤時間は、徒歩及び電車で約40分であった。被災職員は、普段、午前7時40分ころ出勤し、午後5時ころ同僚の■■■■■教諭（以下「■■■■■教諭」という。）と一緒に退勤することも多かった。

##### イ 被災職員の担当職務

本件学校は、平成10年度の職員が約20名、10クラスのいわゆる小規模校であり、中・大規模校と比べ個々の教諭の校務分掌や委員会の数が



多く、被災職員は、平成10年度、4年2組担任（学年主任）、教科、領域等として国語、道徳及び図書館、その他、PTA広報、特別委員会として全校遠足委員会、クラブ活動としてパソコンクラブ、運動会の応援団、図書、人権教育推進、児童指導及び学校警察連絡協議会などを担当していた。

(ア) 学級担任

専科担当者が指導する音楽を除き、各教科等の指導に携わる。週担当授業時数は、各教科等とクラブ活動、委員会活動の指導を含めて全29時間で、月曜日から金曜日まで第5校時まで、土曜日は第4校時までである。平成10年度の4年2組の児童数は24名であった（甲13）。

(イ) 学年主任

教育活動における学年内及び他学年との連絡調整、教材の選定、学習指導や児童指導に携わるリーダー役である。社会科見学や宿泊体験学習、その他の学年の行事についての企画・構成、関係機関との連絡、しおりの作成、会計、運動会の学年種目の選定と取組みに係る準備、日程検討、学年だよりの作成（月1回）、学年会計事務（毎学期）、その他学年に係る業務全般を担当する。

本件では、4年1組担任の■■■■教諭が、教務主任を兼任していたことから、学年の仕事は主に被災職員が担当していた。

(ウ) 全校遠足委員会

4月下旬から5月上旬に実施する全校遠足のための企画・運営を担当する。事前に下検分を行い、班編成準備作業、班別ふれあい活動の指導を行う。

(エ) クラブ活動

パソコンクラブを担当し、児童にパソコンの初歩的な操作指導を行う。

(オ) 運動会の応援団

被災職員は運動会の係分担として応援団を担当し、児童と共に早朝練習に参加して大きな声で指導し、放課後は応援団が付けるたすきや鉢巻を作成するなど積極的に活動していた。

(カ) 人権教育推進

市及び区の推進協議会へ出席し、その連絡窓口となる。本件学校の計画書を提出し、推進協議会で話題となったことについて教職員に報告する。

(キ) 港北区小学校教育研究会

A研究部（国語研究部）、B研究部（道徳研究部、学校図書館研究部）の月例の研究会に出張・出席する。出張は、その時の校内及び個人の職務との関係で欠席する場合もある。

(ク) 児童指導

生活指導に係るプリントの作成・印刷・配布を行う。被災職員は児童指導主任ではなく、特別大きな活動はなかった。

(ケ) 学校警察連絡協議会

各学期に1回港北警察署において会合があり、各学校の現状等情報交換が行われるが、児童指導主任が同会合に出席しており、被災職員の直接的な仕事はなかった。

ウ 被災職員の勤務態度等

被災職員は、校内における教科等の研修のほか、校外の研究会に参加して研鑽を積んでおり、積極的かつ意欲的に職務に取り組み、責任感が強く仲間の教師からの人望があり、頼りにされていた。

(2) 被災職員の発症日までの勤務状況（甲9ないし14、39、40、乙3、4、証人■■■■■、証人■■■■■、証人■■■■■）

被災職員の平成10年7月16日から発症日までの勤務状況は、上記証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告の主張どおり別紙1ないし4のとおりであ

ると認められる。ただし、平成10年10月2日（金）は、被災職員は午前6時ころには社会科見学時の職員全員の昼食の買い出しに行っており、午後4時ころには帰宅していることから（甲40）、別紙2の同日の出勤時間は午前6時、退勤時間は午後3時であると認められる。なお、別紙1及び2の退勤時刻については、被災職員の退勤時刻が明らかでないものについては、本件学校の最終退出者の警備セット時刻以前としている。

ア 発症前1か月を超える期間（平成10年9月1日以前）の勤務状況

平成10年7月18日の終業式の直前の同月16、17日に宿泊体験学習が行われ、被災職員は、1学期の成績表の作成時期に、宿泊体験学習の準備（甲9、10）も行わざるを得なかった。

被災職員は、同月19日から同年8月31日までの夏休み期間中、同年7月22、23日にプール指導を行ったほか、運動会用の鉢巻とたすき作り、社会科見学（みなとみらい21）の準備、同年8月に入ってから、自宅で2学期に備え教材の準備等を行っていた。

もともと、被災職員には、夏休み期間中9日間の指定休日、7日間の職務専念義務の免除、11日間の週休日・祝日の合計27日の休みがあった。なお、原告は、被災職員が夏休み後半毎日のように出勤していたと主張するが、同事実を認めるに足りる証拠はない。

イ 発症前1か月を超える期間（平成10年9月1日以降）の勤務状況

被災職員は、平成10年9月1日から同月25日まで、授業のほか、学年ブロック研究会や運動会全体練習等の行事に参加するとともに、同月3日から同月19日まで、午前7時半ころまでに出勤し、午前7時50分から午前8時20分までの応援団練習に参加していた。

被災職員は、このころ、運動会の準備のほか、宿泊体験学習の写真の整理（甲12、13）、社会科見学（みなとみらい21）の準備（甲14）等をしており、帰宅時間が午後9時を過ぎることも多く、帰宅後も応援団

のマニュアル（乙4）を作成するなどしていた。なお、被災職員の兄である証人■■■■の陳述書（甲40）及び供述には、被災職員は帰宅後入浴・洗濯を済ませた後仕事をしており、同時期の被災職員の就寝時間は午前2時ころで、平均睡眠時間は4時間（普段は6時間）であったとの部分があるが、■■■■は被災職員の自宅に週1回訪問する程度で同居しておらず、被災職員が自宅でどの程度作業をしていたかが証拠上明らかであるとはいえない。

被災職員は、同月20日午前7時までに出勤し、同日の運動会で児童の騎馬戦の馬役になるなどした。

被災職員には、同月1日から同月25日までの25日間のうち、5日間の週休日・祝日、運動会翌日の代休日の合計6日間の休みがあった。

#### ウ 発症前1か月間の勤務状況

平成10年9月26日から同年10月25日まで、授業のほか、重点研究事業及びその研究会、学年ブロック研究会、社会科見学（みなとみらい21）及び反省会、校内音楽鑑賞会、重点研究（指導案検討）及び指導主事計画訪問のための準備、指導主事計画訪問（授業巡視）及び港北区小学校一斉授業研究会の資料作成、代表委員会、クラブ活動、学校法人平等学園新羽幼稚園運動会の前日準備及び学年文集の印刷（甲11）、校内作品展準備委員会、港北区小学校一斉授業研究会（港北区小中養護研究部会）並びに生徒指導研修会（新羽中学校）に従事していた。また、同月2日から検査入院していた児童が筋ジストロフィーであることが判明し、被災職員は、同児童の母親から学校との対応や今後の学校生活の送り方等について相談を受けていた。なお、被災職員は、同月の学年ブロック研究会の際、コーヒーの中に香り付けに入れたウイスキーの量が多くなったのを無理に飲んで気分が悪くなり、トイレに行ってから約40分後に■■■■教諭に救出され、校長室のソファに寝かせてもらうということがあった。

被災職員には、発症前1か月（30日間）のうち、8日間の週休日・祝日、1日間の職務専念義務の免除の合計9日間の休みがあった。

#### エ 発症前1週間の勤務状況

被災職員は、平成10年10月19日から同月25日まで、授業のほか、学年ブロック研究会、並びにクラブ活動及び宿泊体験学習についての話合いに従事していた。同月23日には、児童の一人がクラスで「飛び降りて死んでやる。」と発言することがあり、被災職員は同児童に対する今後の対応に苦慮していた。

被災職員は、発症前1週間（7日間）で同月20日（火）の職務専念義務の免除、同月24日（土）及び25日（日）の週休日の合計3日間の休日があり、出勤したのは4日間のみであった。被災職員は、同月21日■■■■教諭と一緒に帰宅し、同教諭らと帰りにビールを1杯飲むなどし、同月23日には勤務終了後翌24日まで、■■■■教諭と二人で軽井沢へ旅行に行っている。被災職員は、同月25日の午前中は疲労と風邪症状のため、自宅で寝ていた。

#### (3) 発症日の状況（乙3，証人■■■■）

被災職員は、平成10年10月26日午前7時40分ころ出勤し、1校時から5校時までの授業を終えた後、午後3時30分から4年生の宿泊体験学習の日程の相談を行い、午後4時ころから、4年生の担任である■■■■教諭と、社会科で用いるVTRの選定、申込書作成の事務処理、図工で使う彫刻刀の選定、教科の進度、学級の児童の様子等の情報交換を行う学年研究会を始めた。

■■■■教諭は、学年研究会での話合いが一段落したため、同日午後6時半ころからウイスキーを飲み始め、被災職員と教科の指導方法や学級の児童の様子を話したり、雑談をしたりしていた。■■■■教諭は、その際、被災職員が「私も飲もうかな。」と言って、湯飲み茶碗3分の1程度のウイスキーを飲んだ

旨供述するが（証人■■■■■，被災職員の血中アルコール濃度の測定等はされておらず（甲5ないし7参照），被災職員が実際に飲酒していたのか否かは証拠上明らかではない。

被災職員が，午後7時20分ころ，「ちょっと，トイレに行ってくるわ。」と言ってトイレに向かった後なかなか戻って来なかったため，■■■■■教諭は，職員室前の廊下に出て様子を見てみたものの，被災職員の様子を確認できず，職員室に戻って自席で書類整理をしていた。

午後7時30分ころ，トイレから被災職員の助けを求める声が聞こえたため■■■■■教諭が駆けつけると，被災職員は個室トイレの中で座ったまま壁に寄りかかるように前のめりになっていた。被災職員が自力では立てない状況であったため，■■■■■教諭は被災職員を背負って校長室へ運び，ソファの上に寝かせた。■■■■■教諭は，被災職員が「頭が痛い。」と言ったことから，同人の頭を氷のうで冷やした。その後，被災職員は，「気持ちが悪い。」と言って，少量嘔吐した。被災職員は，■■■■■教諭に対し，「ごめんね。迷惑をかけて。」「どこか山に行きたいわ。」などと話をし，■■■■■教諭も初めは話の相手をしてしたが，「少し休みなよ。」と被災職員に声を掛け，校長室の電気を消して印刷室へ行き，教務関係の文書の印刷を始めた。印刷の合間に■■■■■教諭が「大丈夫。」と声を掛けると，被災職員は「うん。」と返事をしていた。

午後8時30分ころ，■■■■■教諭が校長室を確認すると，被災職員が仰向けの姿勢で眠っている様子であったため，ウイスキーの酔いを醒ますには1，2時間そっと寝かせておくことが肝要だと判断し，■■■■■教諭は体育館で行われていたバレーボールに参加した。

午後9時15分ころ，■■■■■教諭がバレーボールを終えて校長室へ様子を見に行くと，被災職員は，ソファの上で背もたれの方を向いて横向きに寝ており，■■■■■教諭はもう少し眠らせようと思い，職員室に戻りパソコンの操作をしていた。午後10時ころ，■■■■■教諭が校長室へ様子を見に行くと，被災

職員はソファの上うつ伏せになって寝息を立てて寝ていた。午後10時10分ころ、■■■■教諭がもう起こさなくてはと思い様子を見に行ってみると、被災職員は、クッションを両手で抱えるようにして、クッションの上に顔を少し横に向けた状態で床にうつ伏せになっていた。■■■■教諭は、被災職員を仰向けにしてソファに戻そうとした際、被災職員の呼吸が止まっていることに気づき、午後10時22分ころ救急車を要請し、救急車が到着するまでの間、被災職員に対し、人工呼吸及び心臓マッサージを行った。被災職員は、労働福祉事業団横浜労災病院に搬送されたものの、午後11時31分死亡が確認された。なお、死体検案書によれば、直接死因は脳出血（本件疾病）とされた。

(4) 死体検案を行った■■■■■■■■■■医師による医学的知見（甲7，乙3）

後頭下穿刺にて血性脳脊髄液により脳出血と判断し、年齢50歳前後、性別女性で、高血圧の既往がないことを考えると、くも膜下出血の可能性が高いと考えられる。

くも膜下出血の原因は動脈瘤破裂であるが、この予防は困難で、動脈瘤破裂は排便（尿）時に、いきばった時に破裂しやすく、被災職員はトイレ内にてくも膜下出血を急に発症したと考えられる。

(5) 被災職員の健康状態等（甲40，乙3）

被災職員は、発症当時46歳であり、被災職員の体格は、平成10年10月20日に行われた健康診断の時点で身長が162センチメートル、体重が44.3キログラムであった。

被災職員は、喫煙はせず、飲酒はたまにビールを少量飲む程度であった。

被災職員は、平成9年6月16日、平成10年10月20日に行われた健康診断で、それぞれ最高血圧、最低血圧が「156/99」、「147/109」（標準血圧100～150/60～90）で「高血圧」であるとして再検査を受けるよう、また、同平成9年の健康診断では「高脂血症」として

食生活に注意するよう指導を受けた。なお、被災職員は平成9年11月に病院で再度健康診断を受け、血圧は正常で異常なしと診断された（甲40）。

(6) 被告理事長による認定基準の策定（乙2）

被告理事長は、平成13年12月12日地基補第239号「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務上災害の認定について」（平成16年4月19日地基補第104号による第二次改定後のもの。乙2。以下「認定基準」という。）を策定した。同認定基準は、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等）等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足りる強度の精神的又は肉体的負荷（過重負荷）を受けていたことが明らかに認められる場合について、①発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと、②発症前に、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事していたことに分類している。

ア ②「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事していたこと」

とは、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次の場合等である。

- (ア) 発症前1週間程度から数週間（2～3週間）程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
- (イ) 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合
- (ウ) 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から



起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続)を行っていた場合  
イ アに掲げる月時間外勤務の評価のほか、職務従事状況等を評価要因とし、  
医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重が認められる場合は、  
それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

ウ ア及びイの場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価につ  
いては、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員(同種職  
員等)にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かにつ  
いて客観的に行う必要がある。この場合同種職員等には、健康な状態に  
ある者のみならず、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血  
圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支  
障がない程度の職員も含まれていることに留意すること。

## 2 公務上の災害の判断基準

地方公務員災害補償法は、職員が公務上死亡した場合に、遺族補償として、  
職員の遺族に対し、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する旨定めるとこ  
ろ(同法31条)、「公務上死亡した」場合とは、職員が公務に起因して死亡  
した場合をいい、死亡と公務との間に相当因果関係があることが必要である(最  
高裁昭和51年11月12日第二小法廷判決・集民119号189頁参照)。

そして、公務災害補償制度が、公務に内在する危険が現実化した場合に、そ  
れによって職員に発生した損失を補償することを目的とするものであるから、  
当該死亡と公務との間に相当因果関係があるといえるためには、当該公務に内  
在する危険が現実化したものであると評価し得ることが必要である(最高裁平  
成8年1月23日第三小法廷判決・集民178号83頁参照、最高裁平成8年  
3月5日第三小法廷判決・集民178号621頁)。本件では、被災職員が本  
件疾病により死亡していることは争いがないところ、本件疾病を含む脳血管疾  
患は、動脈硬化症等の血管病変が加齢や日常生活における諸要因によって長年  
の間に形成、進行、増悪という自然経過をたどり発症に至るものであるから、

公務と疾病との相当因果関係を判断するに当たっては、当該公務が血管病変を自然経過を超えて増悪させ、発症に至らせるほどの過重負荷であったか否かにつき、判断するのが相当である。

### 3 被災職員の公務の過重性

#### (1) 発症日

前記1の認定事実によれば、被災職員は、発症日の平成10年10月26日は通常どおり勤務を行っているものであり、強度の精神的又は身体的負荷を引き起こす突発的で異常な事態に直面したと認めるに足りる証拠はない。

また、被災職員は、同日の授業終了後午後4時ころから、■■■■教諭と、教科の進度、学級の児童の様子等の情報交換を行う学年研究会を始めているが、そもそも学年研究会は開催場所が限定されておらず、開催時間等は学年により異なり、放課後行われる場合は構成員相互の時間の許す範囲で開催するというものである(乙3)。本件では午後6時半ころから話合いが一段落したとして■■■■教諭が飲酒を始め、その後は雑談等を交えて話をしていることからすると、同学年研究会での話合いが公務といい得るのは午後6時半ころまでというべきであって、発症日における被災職員の公務が過重であったとは認められない。

#### (2) 発症前1週間

前記1の認定事実によれば、被災職員は、発症前1週間の平成10年10月19日から同月25日まで、授業のほか、生徒指導研修会(新羽中学校)、学年ブロック研究会、組合分会会議、クラブ活動に従事していたものの、これらは教員としての通常の職務の範囲内のもので、この間の時間外勤務は別紙1記載の出勤時刻、退勤時刻を前提に、所定勤務時間平日8時間、休憩時間45分を控除すると、最大5時間程度であり、休日が3日間あり同僚と旅行に行く等していることから、発症前1週間の被災職員の公務が過重であったとは認められない。また、同月23日には、児童の一人がクラスで「飛び

降りて死んでやる。」と発言することがあり、被災職員は対応に苦慮していたといえるが、このことをもって被災職員に精神的に過重な負荷があったということはできない。

(3) 発症前1か月

前記1の認定事実によれば、被災職員は、発症前1か月の平成10年9月26日から同年10月25日まで、授業のほか、重点研究事業及びその研究会、学年ブロック研究会、社会科見学、校内音楽鑑賞会、学年文集（宿泊体験学習）の印刷に従事する等校内外での様々な行事への参加及びその準備に時間を要し、自宅においても行事の準備等がある程度行っていたことが窺えるが（甲40）、これらは教員としての通常の職務の範囲内のものといえる。また、被災職員は、筋ジストロフィーであることが判明した児童の母親から相談を受けており、神経を使っていたことが認められるものの、このことが精神的に過重な負荷となったとは認められない。そして、この間の時間外勤務時間は、別紙2記載の出勤時刻、退勤時刻を前提に（ただし、前述のとおり、同月2日の出勤時刻は午前6時、退勤時刻は午後3時と認められる。）、所定勤務時間平日8時間、土曜日4時間、休憩時間平日45分を控除すると、最大で月51時間程度（1週あたり12.75時間）であり、休日が9日間あることからすれば、発症前1か月の被災職員の公務が過重であったとは認められない。

(4) 発症前1か月を超える期間（平成10年9月1日以降）

前記1の認定事実によれば、被災職員は、平成10年9月1日から同月25日まで、授業のほか、学年ブロック研究会や運動会全体練習等の行事に参加するとともに、早朝の応援団練習に参加し、運動会では児童の騎馬戦の馬役になるなどした。

被災職員は、このころ、運動会の準備のほか、宿泊体験学習の写真の整理、社会科見学の準備等で帰宅時間が午後9時を過ぎることも多かったところ、

この間の時間外勤務時間は必ずしも明らかではないが、仮に応援団練習が始まった平成10年9月3日から運動会前日の同月19日までの13日間の勤務日において、午前7時30分から通勤時間40分を考慮して午後8時20分まで勤務していたと仮定し、運動会当日は午前7時、その他の日は午前7時40分に出勤していたことを考慮しても、時間外勤務時間は57時間程度（1週あたり15.96時間）にとどまる。

被災職員は、運動会の準備やその他の行事の準備等で精神的・肉体的に疲労があったことが想定されるが、被災職員には、平成10年9月1日から同月25日までの25日間のうち、5日間の週休日・祝日、運動会翌日の代休日の合計6日間の休みがあったことなども考えると、これらの公務が特段の困難を伴う過重なものであったとは認められない。

なお、被災職員の兄である証人[REDACTED]の陳述書（甲40）及び供述によると、被災職員は帰宅後も仕事をしており、同時期の被災職員の平均睡眠時間は4時間であったとされるが、一般に自宅における作業は任命権者の支配管理下になく、自己のペースで行えることから作業に要した時間を特定することは困難であるところ、本件では被災職員が自宅でどの程度作業をしていたかは証拠上明らかではなく、応援団のマニュアル等を自宅で作成していたことをもって公務が過重であったと評価することはできない。

(5) 発症前1か月を超える期間（平成10年9月1日以前）の勤務状況

前記1の認定事実によれば、平成10年7月18日の終業式の直前の同月16、17日に宿泊体験学習が行われ、被災職員は、1学期の成績表の作成の時期に宿泊体験学習の準備も行わざるを得なかった。甲39、乙3及び証人[REDACTED]によれば、成績表の作成は、誤字脱字がないように一人一人手書きで下書きをして作成するため、成績を付けるだけでなく、書くという作業でもかなりの神経・体力を使い、6月末ころからは1学期の成績付けのため自宅で作業を行うことも多く、[REDACTED]教諭によれば土日も座りっぱなしの状

態が続くとされており、その時期に宿泊体験学習の準備が重なり、被災職員は非常に忙しく、精神的・肉体的に困難を伴う作業であったと認められる。

そして、被災職員は、同月19日から同年8月31日までの夏休み期間中、同年7月22日、23日にプール指導を行ったほか、運動会用の鉢巻とたすき作り、社会科見学の準備、同年8月に入ってから、自宅で2学期に備え教材の準備等を行っていた。

もともと、被災職員には、夏休み期間中9日間の指定休日、7日間の職務専念義務の免除、11日間の週休日・祝日の合計27日の休みがあり、自宅における教材の準備等も通常の教員としての職務の範囲内であり、夏休み期間中の公務が過重であったとは認められず、1学期末までの公務による疲労の蓄積があったとしても夏休み期間中に相当程度回復していたものと認めるのが相当である。

#### (6) 小括

本件学校は、小規模校のため個々の教員の校務分掌及び委員会の数が多いところ、教員として25年の経験を積んでおり、責任感の強い被災職員に業務が集中する傾向にあったことは否定できず、被災職員は自宅においても日常的に授業・行事の準備等を行っていたといえるが、これらは教員としての職務の範囲内といい得る上、教員としての経験が豊かな被災職員にとって精神的・肉体的に特に過重な負荷を有するものであったとはいえない。そして、上記のとおり、発症前の被災職員の公務は、行事等が重なり忙しい時期があったことは認められるものの、その間十分な休日が確保されており、発症前までに公務による疲労の蓄積があったとは認められず、発症前の被災職員の公務が本件疾病を生じさせる危険性を有する過重なものであったと認めることはできない。

#### 4 本件疾病の発症

前記1(4)のとおり死体検案を行った[REDACTED]医師が、年齢50歳前後、性別

女性で、高血圧の既往がないことからくも膜下出血の可能性が高く、くも膜下出血の原因は動脈瘤破裂であるが、この予防は困難で、動脈瘤破裂は排便（尿）時に、いきばった時に破裂しやすく、被災職員はトイレ内にてくも膜下出血を急に発症したと考えられるとしていることからすれば、本件疾病は動脈瘤破裂を原因とするくも膜下出血と考えるのが相当であり、被災職員は、平成10年10月26日午後7時20分ころトイレに行つて以降本件疾病を発症したと考えられる。

そして、前記3のとおり被災職員の公務が本件疾病を生じさせる危険性を有する過重なものであったと認めることはできないことによれば、本件疾病は、日常生活における負荷等、被災職員の個人に内在する要因により自然経過をたどつて発症したといわざるを得ず、被災職員の公務が被災職員の脳動脈瘤を自然経過を超えて増悪させたものとはいえないから、本件疾病と公務との間の相当因果関係を認めることはできない。

#### 5. 治療機会の喪失

原告は、本件疾病の発症と公務との間の相当因果関係が認められないとしても、被災職員が公務中に使用者の支配管理下である本件学校内で本件疾病を発症したにもかかわらず、発症後3時間近くも同僚教諭が救急車を要請せず、迅速かつ適切な治療を全く受けさせなかったこと（治療機会の喪失）が、公務に内在する危険の現実化に該当するとして、本件災害は公務上の災害に該当する旨主張する。

前記3のとおり平成10年10月26日の学年研究会での話合いが公務といふ得るのは午後6時半ころまでであり、被災職員が本件疾病を発症した午後7時20分以降の時点で公務に従事していたとはいえない。その後、          教諭が被災職員の呼吸が止まっていることに気付き救急車を要請した午後10時22分までに相当の時間が経過しているが、これは被災職員の酔いを醒ますにはソファで寝かせておいた方が良くと          教諭が判断したことによるものであり、

午後7時20分以降学年研究会で話し合わなければならない緊急の用件等はなかったと認められる（証人[REDACTED]）。

以上によれば、被災職員が体調不良を自覚した後も引き続き公務に従事せざるを得ないために、適切な治療を受けることが困難であったということはないから、本件疾病発症から病院への搬送まで時間を要したとしても、これを公務に内在する危険が現実化したものと評価することはできない。

治療機会の喪失が公務に内在する危険の現実化に当たるとした判例（最高裁平成8年1月23日第三小法廷判決・集民178号83頁，最高裁平成8年3月5日第三小法廷判決・集民178号621頁）は、公務のために安静を保ち、治療を受けることが困難であった事案であり、本件とは事案を異にするというべきである。

## 6 結論

以上のとおり、本件疾病、本件災害と公務との間の相当因果関係はいずれも認められないから、本件災害が公務上の災害に該当しない旨の本件処分に違法はなく、原告の請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第7民事部

裁判長裁判官 吉田健司

裁判官 立野みすず

裁判官丹下将克は、差支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 吉田健司

【別紙省略】